

## 北海道科学大学課外活動団体特別助成に係る取扱内規

(目的)

**第1条** この内規は、北海道科学大学（以下「本学」という。）課外活動団体特別助成規程第7条の規定に基づき、特別助成の対象となる団体の選考に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(資格要件)

**第2条** 特別助成の対象となる団体は、本学課外活動規程を遵守し、次の各号の一に該当する団体とする。

- (1) 体育局所属団体では、前年度において北海道内2部以内での活動実績が団体又は個人としてあること。ただし、上級への昇格があった場合はこの限りでない。
- (2) 文化局所属団体では、前年度において本学名を用いた展示会、演奏会などを学外で実施していること。
- (3) ボランティア局所属団体では、前年度においてボランティア活動を学内外で実施し著しい貢献をしていること。
- (4) 前年度の学内諸行事に対し、著しい貢献があったと認められる場合

(推薦方法)

**第3条** 推薦者は顧問教員とし、特別助成団体推薦書を提出するものとする。ただし、前条第4号に該当する場合には顧問教員の他に当該行事を主管した各センター長の推薦も受けるものとする。

(推薦の時期)

**第4条** 推薦の時期は、毎年4月上旬とする。

(資格審査)

**第5条** 学生支援センター長は、学生支援センター会議において資格審査を行う。

(選考)

**第6条** 特別助成団体の選考は、学生支援センター会議の議を経て、学長が決定する。

(庶務)

**第7条** 特別助成に関する庶務は、学生課がこれにあたる。

2 特別助成金の給付は毎年5月に一括で団体の銀行口座への振り込みによっておこなう。

(内規の改廃)

**第8条** この内規の改廃は、学生支援センターの議を経て学長が決定する。

**附 則**

- 1 この内規は、平成17年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、2020年4月1日から施行する。